

○基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 （略）</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 移動受信用地上基幹放送の普及</p> <p><u>民間基幹放送事業者が行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送については、次のとおりとする。</u></p> <p>(ア) <u>全国各地域においてあまねく受信できること。</u></p> <p>(イ) <u>受信設備の普及に配慮すること。</u></p> <p>(ウ) <u>自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。</u></p> <p>なお、民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、<u>映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。</u></p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享</p>	<p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 （略）</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 移動受信用地上基幹放送の普及</p> <p><u>移動受信用地上基幹放送のうち207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普及に配慮すること。</u></p> <p>なお、民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、<u>自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性並びに映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。</u></p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享</p>

有されるようにするための指針

(1)・(2) (略)

(3) 移動受信用地上基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される移動受信用地上基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し移動受信用地上基幹放送を行う機会を開放する。

また、移動受信用地上基幹放送の特性を生かしたサービスの実現に十分配慮する。

(4) (略)

3 その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項
基幹放送を行う民間基幹放送事業者による基幹放送（全国放送であるものを除く。）については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

第2 (略)

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

1 総則

(1) 以下の規定に関しては、電波及び放送に関する法令の定めるところによるほか、次の定義によるものとする。

ア 「関東広域圏」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域をいう。

イ 「中京広域圏」とは、岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域をいう。

有されるようにするための指針

(1)・(2) (略)

(3) 移動受信用地上基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される移動受信用地上基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し移動受信用地上基幹放送を行う機会を開放する。

また、移動受信用地上基幹放送の特性を生かしたサービスの実現に十分配慮する。

(4) (略)

3 その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項
地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、地上基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

第2 (略)

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

1 総則

(1) 以下の規定に関しては、電波及び放送に関する法令の定めるところによるほか、次の定義によるものとする。

ア 「関東広域圏」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域をいう。

イ 「中京広域圏」とは、岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域をいう。

ウ 「近畿広域圏」とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう

エ 「東北広域圏」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各区域を併せた区域をいう。

オ 「関東・甲信越広域圏」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の各区域を併せた区域をいう。

カ 「東海・北陸広域圏」とは、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域をいう。

キ 「中国・四国広域圏」とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各区域を併せた区域をいう。

ク 「九州・沖縄広域圏」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域を併せた区域をいう。

(2) 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標は、(3)に定めるものを除き、2に定めるとおりとする。

(3) (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)～(3) (略)

(4) 移動受信用地上基幹放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号。以下「デジタル放送の標準方式」という。))第4章第1節に定める放送を行うもの

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送を
---------	--------	-----------

ウ 「近畿広域圏」とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう

(2) 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標は、(3)に定めるものを除き、2、3及び4に定めるとおりとする。

(3) (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)～(3) (略)

				することのできる放送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	広域放送	近畿広域圏、東北広域圏、関東・甲信越広域圏、東海・北陸広域圏、中国・四国広域圏、九州・沖縄広域圏	放送対象地域ごとに3～5程度（注）
		県域放送	北海道	3～5程度（注）

(注) 次の(ア)又は(イ)の場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の方法による利用を妨げるものではない。

(ア) 二の3セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第24条の7において準用するデジタル放送の標準方式第11条第1項に規定する3セグメント形式のOFDMフレームをいう。）を利用して、それぞれのOFDMフレームにおいて1系統のマルチメディア放送を行い、三の1セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第24条の7において準用するデジタル放送の標準方式第11条第1項に規定する1セグメント形式のOFDMフレームをいう。）を利用して、それぞれのOFDMフレームにおいて1系統のマルチメディア放送を行う場合

(イ) 三の3セグメント形式のOFDMフレームを利用して、それぞれのOFDMフレームにおいて1系統のマルチメディア放送を行う場合

(5) 移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第4章第2節に定

(4) 移動受信用地上基幹放送（207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用す

める放送を行うもの)

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることができる放送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	全国	1程度(注1)
	テレビジョン放送	全国	7～20程度(注2)

(注1) 一の13セグメント形式のOFDMフレーム(デジタル放送の標準方式第28条第1項に規定する13セグメント形式のOFDMフレームをいう。)を利用して1系統のマルチメディア放送を行う場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の方法による利用を妨げるものではない。

(注2) 1、2又は3のセグメントを利用して1系統のテレビジョン放送を行う場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の方法による利用を妨げるものではない。

るデジタル放送)

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることができる放送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	全国	10程度(注)

(注) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)第28条第1項に規定する13セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を3、同令第11条第1項に規定する1セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を7とした場合の数。